

平成24年度
監 査 報 告 書
(Ⅱ)

第1期財務定期監査結果報告

千葉市監査委員

24 監査報告第8号
平成24年11月30日

千葉市議会議長 小川 智之 様
千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	茂手木 直 忠
同	布 施 貴 良

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

財政局、中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所、病院局

2 監査の範囲

平成 23 年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成 24 年 8 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合规性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 歳入の調定手続きを適正に行うべきもの（財政局）

予算会計規則第26条第1項第4号によると、随時の収入で納入の通知を発しないものの調定は、原因の発生したときにしなければならないとされている。

しかしながら、一部の損害賠償に係る遅延損害金については、原因が発生しているにもかかわらず、当該歳入に対する調定を行っていなかった。

歳入の調定については、規則に基づき適正に行われたい。

イ 督促状の送達を適正に行うべきもの（財政局、中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所）

予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。

しかしながら、一部の歳入については、債務者から納期限までに納入されなかったにもかかわらず、督促を行っていなかった。

督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。

ウ 歳入の納付に係る督促の手続きを適正に行うべきもの（稲毛区役所、緑区役所、美浜区役所）

予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。また、決裁規程別表第1において、歳入の納付の督促に係る

専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、生活保護費の返還等に係る督促については、決裁による手続きを行っていないかった。

歳入の納付に係る督促については、規程に基づき適正に行われたい。

エ 過誤払いに係る返納金の調定を適正に行うべきもの（中央区役所）

予算会計規則第26条第3項第1号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定をしなければならないとされている。

しかしながら、生活保護費の返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定を行っていないかった。

過誤払いに係る返納金の調定については、規則に基づき適正に行われたい。

（２）支出事務

ア 物品の納品確認を適正に行うべきもの（財政局）

「不適正経理処理の再発防止に向けた取組みについて」（平成22年5月28日付け市長通知）によると、納品書については、月毎等でまとめず、物品の納品がある度に納品書を受領することとされ、また、物品が納品された際には、品名及びその数量について納品書との照合を行い、当該納品書に照合者の確認印を押印することとされている。

しかしながら、一部の物品の購入については、契約に基づく納品場所が複数あるにもかかわらず、納品場所ごとに納品書を受領せず、発注課で一括して受領していた。

物品の納品確認については、通知に基づき適正に行われたい。

イ 補助金の算定を適正に行うべきもの（緑区役所）

防犯街灯補助金交付要綱第3条によると、防犯街灯の修理費補助金については、対象経費の実額と別に定める基準経費額のいずれか低い方の額を基準として算定することとされている。

しかしながら、対象経費の実額が基準経費額より低いにもかかわらず基準経費額を基に補助金を算定しているものが見受けられた。

補助金の算定については、要綱に基づき適正に行われたい。

（３）契約事務

ア 業務委託に係る積算内訳書を適正に作成すべきもの（財政局）

「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、業務委託に係る希望型指名競争

入札の予定価格の積算に当たっては、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な予定価格を設定することとされている。

しかしながら、本庁舎市民駐車場整理年間業務委託契約においては、予定価格の積算に当たって作成する積算内訳書が、仕様書に定める業務内容に見合った時間数で積算されていなかった。

業務委託に係る積算内訳書については、通知に基づき適正に作成されたい。

イ 入札価格の積算根拠等の確認を適正に行うべきもの（財政局）

「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、業務委託に係る希望型指名競争入札の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証することとされている。

しかしながら、一部の業務委託については、落札者の決定に当たり、落札者から積算内訳書等を徴収しておらず、積算根拠等の確認が十分になされていなかった。

入札価格の積算根拠等の確認については、通知に基づき適正に行われたい。